

令和2年度
高等学校初任者研修

研修テキスト

福島県教育センター

目 次

領 域	No.	必 須 項 目	ページ	研修資料 ページ
① 基礎的素養	1	教師としての心構え	1	1- 1～29
	2	教育目標と学校評価 (補)高等学校学習指導要領における教育課程の一般方針	2	1-30～32
	3	校内組織と校務分掌	4	1-33
	4	生涯学習と学校教育、社会教育	5	1-73～74
	5	特別支援教育の取組	6	1-46～55
② ホームルーム 経営	6	ホームルーム担任の役割	7	2- 1～23
	7	生徒理解と保護者との連携	8	
③ 教科指導	8	授業に臨む心構え	9	3- 1
	9	教育課程と年間学習指導計画・シラバス	10	3- 1～ 2
	10	学習指導の基本技術	11	3- 5～ 7
		(補)特別な支援を必要とする生徒への対応について (補)教科指導等におけるICT活用・情報モラル教育		3-30～31 1-56～60
	11	教材研究と学習指導案の作成	14	3-14～21
	12	評価の在り方	15	3-22～29
	13	授業参観Ⅰ～Ⅳ（事前・事後研究）	16	3-32 6-21～22
	14	研究授業Ⅰ～Ⅶ（事前・事後研究）	17	3-33 6-23～27
④ 総合的な学習 ／探究の時間・特 別活動	15	ホームルーム活動の指導と評価	18	6- 1～17
	16	生徒会活動、学校行事の指導と評価	19	
	17	総合的な学習／探究の時間の指導と評価	20	5- 1～14
⑤ 生徒指導・進路 指導	18	生徒指導の現状と課題（いじめ、不登校等を含む）	21	7- 1～35
	19	生徒指導事例研究	22	
	20	キャリア教育の進め方	23	6-18～20

No. 1	教師としての心構え (基礎的素養)
	研修のねらい 教師としての1日の勤務の態様と、教育公務員としての望ましい在り方について理解し、教師としての倫理観を高める。 1 「全体の奉仕者」として 2 勤務の在り方 (1) 勤務時間の意義 (2) 職務に専念する義務 3 本校における勤務時間 (1) 本校における勤務時間の割り振り (2) 休憩時間の意義と性格 (3) 本校における休憩時間 4 出勤簿の取扱い 5 休暇・出張等の手続 6 表簿について (1) 作成の意義 (2) 各教員が記載する主な表簿 (3) 校務分掌の各係における表簿 (4) 表簿の管理と保存年限 7 初任者研修について (1) 研修の意義とねらい (2) 自己研修の進め方 <参考資料> ・「福島県教育関係者必携」：福島県教育庁（2018） ・「教職員服務関係ハンドブック 26」：福島県教育庁 編著（2014）

研修のねらい

教育目標や学校評価の意義を理解し、学校を構成する一員として自校の教育目標の達成に努める態度を養う。

1 教育目標の必要性

(1) 教育目標の意義

教育活動は「組織」として行う意図的、計画的な営みである。その学校の全体としての方向を示すものが「教育目標」である。

(2) 教育目標設定の視点

- ① 地域における学校の役割
- ② 生徒、保護者、地域の実態
- ③ 学校の考え方

(3) 教育目標の具現化

- ① 『学校経営・運営ビジョン』の策定
- ② 当該年度の重点目標の設定
- ③ 各分掌、学年、教科の重点事項の設定
- ④ 『学校経営・運営ビジョン』を受けた自己目標・手立ての設定

2 学校評価の取組

(1) 目的

- ① 学校評価への取組を通して、日々の教育活動の振り返りと改善すべき課題の明確化を図る。
- ② 教職員以外の視点からの意見を参考とし、信頼される学校づくりに生かす。

(2) 期待される効果

- ① 目標を明確にして実践を方向付けることで、学校の組織的な活動が促進され、一層の学校改善と教育水準の向上が図られる。
- ② 学校の考えや取組を地域や保護者に知らせたり意見を得たりすることで、より一層の学校への理解と協力が得られる。

(3) 学校評価における PDCA サイクル

- ① P（計画）……学校全体での『学校経営・運営ビジョン』の作成と公表
- ② D（実践）……目標を明確にした具体的実践と日々の振り返り
- ③ C（評価）……目標や実践を踏まえた評価や調査の実施と改善の方向付け
- ④ A（改善）……改善の方向を踏まえた「実践・改善報告」の作成と公表
新たな取組の推進

3 本校の教育目標と学校評価

<参考資料>

- ・「『学校経営・運営ビジョン』実現のための組織力、特に教師力向上の在り方」
：福島県教育委員会（2008）
- ・「学校評価を生かした学校組織活性化の在り方」：福島県教育委員会（2006）
- ・「学校の自己評価と学校評議員による外部評価」：福島県教育委員会（2005）

研修のねらい

学校教育を進めるに当たって、基本理念を理解するとともに学校の教育活動全体の在り方について把握する。

1 教育課程編成の原則

- (1) 教育課程の編成主体
- (2) 教育課程の編成の原則
- (3) 生きる力をはぐくむ特色ある教育活動の展開

2 道德教育

道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

(1) 高等学校における道德教育

- ① 高等学校における道德教育の考え方
- ② 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨
- ③ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する指導

(2) 道德教育の目標について

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

(3) 道德教育を進めるにあたっての配慮事項**3 体育・健康に関する指導****4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導****<参考資料>**

- ・「高等学校学習指導要領」：文部科学省（2009）
- ・「高等学校学習指導要領解説 総則編」：文部科学省（2010）

研修のねらい

学校は、教育目標を達成するために組織・運営されていることを理解する。また一人一人の教師が、その一員として学校運営の一部を分担していることを自覚するとともに、教育活動に積極的に参加し、協力して対応する態度を養う。

- 1 校務分掌の必要性
- 2 教育目標と各校務分掌との関係
- 3 本校の校務分掌
- 4 校務分掌遂行における協力体制
- 5 校務分掌と諸会議
 - (1) 会議に臨む心構え
 - (2) 職員会議
 - (3) その他の会議
- 6 校内の諸規定
 - (1) 教務関係（評価内規等）
 - ① 単位認定
 - ② 進級認定
 - ③ 卒業認定
 - (2) 生徒指導関係（生徒指導内規等）
 - ① 校則
 - ② 生徒心得
 - (3) その他

研修のねらい

生涯学習、社会教育について理解し、学校教育との関連性について理解を深める。

1 生涯学習

(1) 生涯学習と生涯学習社会

(2) 生涯学習の理念

2 社会教育

(1) 社会教育とは

(2) 社会教育の生涯学習への役割

3 学校教育と社会教育

(1) 地域と連携した教育活動の充実

(2) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

① 学校運営協議会

② 学校運営協議会の設置

(3) 地域学校共同活動

① 地域学校協議会とは

② 地域学校協議会の推進

(4) 学校教育と社会教育の連携

(5) 本県の教育施策の方針と取組

① 頑張る学校応援プランの策定

② 福島県地域学校活性化構想の策定

③ 地域と学校の連携・共同の推進

「福島県地域学校活性化構想」を進めるための4本柱（12の方策）

(1) 地域に根ざす他学校運営 ① 学校評議員制度の活用 ② コミュニティ・スクールの導入促進 ③ 学校を核とした地域との連携	(2) 地域と学校の協働活動 ① 地域学校協働活動の推進 ② 地域コーディネーターの機能充実 ③ 地域連携担当教職員の任命
(3) 地域の課題解決に向けた創造的復興教育 ① 地域課題探究活動の推進 ② 地域との連携による県立高等学校の特色化 ③ 福島県地域学校協働本部によるマッチング	(4) 地域で共に学び、共に生きる特別支援教育 ① インクルーシブ教育システムの推進 ② 地域支援センターによる切れ目のない支援 ③ 地域との連携による自立と社会参加の促進

<参考資料>

- ・「文部科学白書」：文部科学省（2019）
- ・「地域と学校の連携・協働のてびき」：福島県教育委員会（2019）
- ・「頑張る学校応援プラン ふくしまの挑戦と戦略」：福島県教育委員会（2019）

研修のねらい

障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けた特別支援教育の理念と特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症等の発達障がいのある児童生徒への適切な指導と必要な支援等を理解する。

1 特別支援学校、特別支援学級等の区分（福島県における設置状況）

学 校 区 分															
特別支援学校					特別支援学級						通級指導教室				
視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱（身体虚弱を含む）	弱視	難聴	知的障がい	肢体不自由	身体虚弱	自閉症・情緒障がい	難聴	言語障がい	自閉症・情緒障がい	学習障がい	注意欠陥多動性障がい

福島県教育庁特別支援教育課Webページより

2 通常の学級で学ぶ生徒への支援

(1) 特別支援教育の取組

- ① 障がいの理解、周囲の理解啓発
- ② 指導にあたっての工夫・留意点
- ③ 進路相談・進路指導
- ④ 特別支援学校との交流及び共同学習 等

(2) 発達障がいのある児童生徒への指導と支援

- ① 生徒の困り感への気付き
- ② 一人一人の教育的ニーズの把握
- ③ 一貫した継続的な支援
- ④ 特別支援コーディネーターの役割
- ⑤ 校内委員会の設置（担任支援・ケース会議）
- ⑥ 保護者との連携（保護者支援）
- ⑦ 関係機関（医療、福祉等）との連携
- ⑧ キャリア教育の推進

3 一人一人の教育的ニーズに基づいたきめ細かな指導

(1) 「個別的教育支援計画」の作成と活用

(2) 「個別の指導計画」の作成と活用

<参考資料>

- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」：文部科学省（2014）
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」：文部科学省（2013）
- ・「特別支援教育コーディネーターハンドブックー広げよう支援の輪ー」：福島県養護教育センター（2009）
- ・「『個別的教育支援計画』で支援をつなげよう」：福島県教育庁特別支援教育課（2012）
- ・福島県特別支援教育センターWebページ「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」（2018）

研修のねらい

ホームルーム担任の役割について把握し、担任としての配慮事項について理解する。

1 ホームルーム経営の実際

- (1) ホームルームの目標の設定
- (2) ホームルームの組織と運営
- (3) 教室環境の整備
- (4) 好ましい人間関係や集団づくり
- (5) 学習指導
- (6) 生徒指導
- (7) 進路指導
- (8) 特別活動の計画と指導
- (9) 日常生活の指導
 - ① 基本的生活習慣の育成
 - ② その他
- (10) 保護者との連絡・連携
 - ① 家庭訪問
 - ② 電話・学級通信等による連絡
 - ③ 保護者会の開催
 - ④ その他
- (11) ホームルームに関わる事務

2 ホームルーム担任として配慮すべきこと

- (1) 個を大切にする指導
- (2) 学級集団を育てる指導
- (3) 生徒への公平な接し方
- (4) カウンセリングマインド
- (5) 教員間の連携（学年・教科担任・部活動顧問・教務部・生徒指導部・進路指導部等）
- (6) その他

<参考資料>

○福島県教育センターWebサイト 教育相談 「校内研修に役立つ資料」より

3 高等学校

- ・「10 学級の人間関係づくり① ー構成的グループエンカウンターー」
- ・「11 学級の人間関係づくり② ーSST とアサーショントレーニングー」
- ・「13 Q-U を活用した学級集団づくり ーアセスメントとその対応ー」

研修のねらい

生徒理解や家庭との連携の必要性を理解し、充実した教育活動の推進に生かすことができる。

1 生徒との触れ合いと生徒理解**(1) 触れ合いの場面**

- ① 授業
- ② 放課後
- ③ その他

(2) 生徒理解のポイント

- ① 発達の、生育歴的視点
- ② 環境と相互作用の視点
- ③ 多面的に把握する視点

(3) 好ましい人間関係づくり**(4) 生徒面接の進め方と配慮事項****2 保護者との連携****(1) 保護者との連携の必要性****(2) 家庭との連絡の方法と留意事項**

- ① 学年・学級通信
- ② 連絡票
- ③ 通知票
- ④ 電話

(3) 家庭訪問**(4) 保護者会****(5) 教育相談****<参考資料>**

○福島県教育センターWebサイト 教育相談 「校内研修に役立つ資料」より

3 高等学校

- ・「1 自己への気づきを基にした生徒理解」
- ・「2 児童生徒の発達をつなぐ ―発達課題、校種間連携の理解を通して―」
- ・「4 保護者との相談面接」
- ・「5 保護者からの電話対応」
- ・「12 学級・学年懇談会で生かす構成的グループエンカウンター」

研修のねらい

授業は、教師が教科を通して直接生徒と接するものであり、教師としての力量が問われる重要な場面である。生徒や保護者から信頼される教師になるよう、生徒に対する接し方についての基本的な心構えを身に付ける。

1 基本的な心構え

2 授業でのルールづくり

3 生徒への望ましい対応の仕方

研修のねらい

学校教育の目的や目標を達成するために教育課程を編成することの意義を理解し、年間学習指導計画及びシラバスの作成の仕方を身に付ける。

1 教育課程の意義

2 本校の教育課程

3 教育課程と年間学習指導計画・シラバス

4 年間学習指導計画・シラバスの作成

(1) 年間学習指導計画・シラバス作成上の留意事項

① 学習指導要領の把握・理解

② 学校の教育目標、教育課程、全体計画等との関連

③ 各教科・科目及び総合的な学習の時間・特別活動との指導内容相互の関連 等

(2) 年間学習指導計画・シラバス作成の手順

(3) 年間学習指導計画・シラバスの作成

<参考資料>

- ・「高等学校学習指導要領」：文部科学省（2009）
- ・「高等学校学習指導要領解説 総則編」：文部科学省（2010）

研修のねらい

授業を展開するために必要な基本的な技術を理解し、進んで指導技術を工夫し実践しようとする態度を養う。

- 1 発問の仕方、生徒の答えの生かし方

- 2 板書の仕方
 - (1) 内容、順序、全体の構成等の板書計画

- 3 補助教材の活用の仕方と著作権

- 4 生徒の学習の生かし方
 - (1) 前時の学習や予習の生かし方
 - (2) ノートの使い方の指導
 - (3) 課題の提出方法と生かし方

- 5 教材・教具の活用の仕方（ICT 活用含む）
 - (1) 視聴覚教材の活用の仕方
 - (2) 教育機器の活用の仕方

- 6 学校図書館の機能と活用の仕方
 - (1) 学校図書館の機能
 - (2) 学校図書館を活用する上で配慮すべき事項

研修のねらい

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする生徒、特に発達障がいのある生徒に配慮した指導（通常学級におけるユニバーサルデザインの視点に立った指導）を身に付ける。

1 授業構成の工夫

- （１）授業のめあてと流れ（計画）を示す。
- （２）同一教科の授業の流れを一定にする。
- （３）複数の教材（プリント）を用意し、課題を小分けする。
- （４）時間どおり始め、時間どおり終わる。
- （５）学習活動に応じた学習形態を取り入れる。
- （６）プリント教材を活用し、「書く」負担を減らす。

2 指示・説明・発問の工夫

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| （１）説明・指示を簡潔にする。 | （８）好ましい発言や行動に賞賛と肯定の言葉をかける。 |
| （２）注目させてから指示を出す。 | （９）集中力を高める位置や人間関係を配慮して座席やグループを決める。 |
| （３）肯定的に評価する。 | （１０）個別指導は小声で行う。 |
| （４）短く具体的な言葉で話す。 | （１１）手を挙げて話す約束をする。 |
| （５）語調に変化を持たせる。 | （１２）聞いてほしい人を見て発表させる。 |
| （６）追い詰める質問をしない。 | （１３）肯定的な表現をさせる。 |
| （７）多様な方法で発表させる。 | |

3 板書と机間指導の工夫

- （１）黒板に必要なことだけを書く。
- （２）最後列から見えるように、板書や提示をする。
- （３）板書の理解への視聴覚的な手がかりを用いる。
- （４）黒板の周辺に必要な掲示物だけを貼る。（落ち着いて学習できる環境整備）
- （５）机間指導をしながら個別支援を行う。

4 視覚的な支援

- （１）イラストカードを活用する。
- （２）板書や掲示教材と、ノート・プリントを連動させる。
- （３）見させて、読ませてから書かせる。
- （４）授業中に作業・動作を取り入れる。

<参考資料>

- ・「ユニバーサルデザインの授業づくりのために」：佐藤慎二（2007）
- ・「特別支援教育」：文部科学省（2007）
- ・「小・中特別支援教育コーディネーターのための実践・新学習指導要領」
：教育開発研究所（2009）
- ・特別支援教育 Q&A－福島県ホームページ：会津教育事務所（2018）

研修のねらい

教科の目標を達成するための ICT の効果的な活用について理解を深めるとともに、情報化の進展に伴う新たな問題に対する指導力の向上を図る。

1 教科指導における ICT 活用**(1) 学習指導の準備と評価のための教員による ICT 活用**

- ・教育効果を上げるための活用計画の立案
- ・授業で使う教材や資料などを収集するための活用
- ・授業に必要なプリントや提示資料を作成するための活用
- ・評価を充実させるための活用

(2) 授業での教員による ICT 活用

- ・興味・関心を高めるための活用
- ・課題を明確につかませるための活用
- ・思考や理解を深めるための活用
- ・知識の定着を図るための活用

(3) 生徒による ICT 活用

- ・情報収集、情報選択のための活用
- ・考えを文章にまとめたり、調べたことを表や図にまとめたりするための活用
- ・発表したり表現したりするための活用
- ・知識の定着や技能の習熟を図るための活用

(4) 教科指導で活用する ICT 機器**(5) 学校教育における著作権**

- ・著作権法
- ・教育現場で著作物等を利用するときの留意事項
- ・著作権教育

2 学校における情報モラル教育と家庭・地域との連携**(1) 情報モラルの指導の在り方****(2) 教員が持つべき知識****(3) 学校と家庭における理解の共有****<参考資料>**

- ・「高等学校学習指導要領」：文部科学省（2009）
- ・「教育の情報化に関する手引」：文部科学省（2019）
- ・「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた ICT 活用の在り方と授業事例」：文部科学省（2019）
- ・「ICT を活用した指導方法」：文部科学省（2014）
- ・「学校における教育活動と著作権」：文化庁

研修のねらい

教材研究の必要性とその進め方を理解し、よりよい授業を目指す態度を養う。

- 1 教材研究の必要性
- 2 教材研究の方法・手順
 - (1) 教材内容の研究
 - ① 教材の教育的価値の明確化
 - ② 教材の指導計画上の位置付けの明確化
 - ③ 教材相互の関連の把握
 - (2) 指導方法の研究
 - ① 生徒一人一人の実態に応じた指導方法の研究
 - ② 教材の内容や実態に応じた指導方法の研究
 - (3) 教材研究の反省・評価
- 3 教材研究実施上の留意点
 - (1) 教材の精選・構造化
 - (2) 指導目標・指導内容の重点化 等
- 4 学習指導案の形式と内容
 - (1) 学習指導案の形式
 - (2) 学習指導案の内容
- 5 学習指導案作成の手順
 - (1) 指導目標の設定
 - (2) 指導内容の重点化
 - (3) 評価項目及び方法の設定
 - (4) 資料の収集
 - (5) 発問事項の検討
 - (6) 補助教材・教育機器の活用の検討
 - (7) 板書事項の検討
 - (8) 授業の構成の検討
 - (9) 学習指導案の作成
- 6 学習指導案作成上の留意点

研修のねらい

学習指導における評価の意義について理解し、具体的な評価の方法を身に付ける。特に、学習指導要領が示す目標に照らして、生徒の実現状況を分析的に捉えて評価する「目標に準拠した評価」を重視し、生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価する重要性を理解する。

1 「生きる力」をはぐくむ評価の在り方

(1) 学力の基本的な考え方

- 「生きる力」
- 「確かな学力」

(2) 学習指導要領の下における評価の基本的な考え方

- 「確かな学力」の定着
- 四観点による評価の必要性
- 「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」

(3) 指導と評価の一体化

- 学習指導の工夫改善
- 生徒の学習意欲の向上につながる評価
- 学校の教育活動全体の改善につながる評価
- 高等学校教育の質の保証につながる評価

2 「目標に準拠した評価」について

(1) 具体的な評価活動

- 何を評価するのか（評価規準）
- どの程度達成されたのか

(2) 評価規準

- 評価規準の定義
- 評価規準の設定
- 観点別学習状況の評価と四観点の達成状況
- 形成的评价

(3) 総括的な評価

- 具体的な総括の流れ
 - ・単元（題材）における観点ごとの評価の総括
 - ・学期末における観点ごとの評価の総括
 - ・学年末における観点ごとの評価の総括
- 評価の妥当性、信頼性の確認
- 教育水準の維持向上につながる評価

<参考資料>

- ・「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」

：国立教育政策研究所（2012）

研修のねらい

授業参観にあたっては、授業を参観する視点を明確にし、自己の授業展開に役立てることができるようにする。

1 参観の視点**（1）学習目標の設定**

- ① 学習内容の価値や他の学習内容との関連を明確にして学習目標を設定しているか。
- ② 生徒の学習到達度を把握して学習目標を設定しているか。

（2）学習の展開

- ① 学習目標との緊密な関連の基に導入・展開・まとめの流れを設計しているか。
- ② 形成的評価によるフィードバック機能を生かした学習を展開しているか。
- ③ 自己評価と相互評価を取り入れて主体的な学習を促しているか。

（3）生徒の学習状況の把握

- ① 学習目標を達成するために選んだ教材は実態に即しているか。
- ② 学習到達度別にレディネスを把握しているか。
- ③ 明確な学習課題を設定して動機付けを図り、興味・関心を引き出しているか。
- ④ 一人一人の発想、発言を大切にして、それらを基に以後の指導過程を適切に変更しているか。
- ⑤ つまづきに対する手立ては適切か。
- ⑥ 思考を深めたり、意見をまとめたりする時間を保障しているか。
- ⑦ 疑問の明確化と次時への意欲付けを図っているか。

（4）授業の技術

- ① 話し方、発問、助言、板書、机間指導は適切か。
- ② 教材、教具、資料の活用は適切か。
- ③ 学習形態を工夫しているか。

（5）学習の環境

- ① 生徒の心情に配慮した対応をし、信頼関係を築いているか。
- ② 学ぶことに積極的で、協力的な授業の雰囲気作りをしているか。
- ③ 教室の環境整備は行き届いているか。

（6）学習目標の達成

- ① 学習内容の価値を理解し、知識の構造化が図られたか。
- ② 目標とする学力を育成できたか。

2 授業研究の内容**（1）授業者の自評****（2）授業記録を基にした「参観の視点」についての協議**

研修のねらい

学習指導案の作成、事前研究、研究授業、事後研究を通して、教科の指導力の向上を図る。

1 事前研究会まで

- （１）教材研究
- （２）学習指導案の作成
- （３）資料等の準備

2 事前研究会の持ち方

- （１）学習指導案の検討
- （２）研究授業の役割分担 等

3 研究授業の実施にあたって

- （１）学習指導案の配付
- （２）教室内の環境整備
- （３）教材・教具等の準備 等

4 研究授業の実施

※「参観の視点」（No.13）を参考に、協議の視点を明確にして研究授業を実施する。

5 事後研究会の準備

- （１）研究授業の記録・資料等の整理
- （２）自評の内容検討

6 事後研究会の持ち方

- （１）授業者の自評
- （２）授業記録を基にした「参観の視点」についての協議

7 反省と今後の課題

研修のねらい

ホームルーム活動の特質を把握し、活動内容とその取扱い及び指導計画の作成にあたっての配慮事項を理解する。

- 1 ホームルーム活動の特質
- 2 ホームルーム活動の内容
 - (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画
 - (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
- 3 指導計画作成上の配慮事項
 - (1) 基本的な事項に配慮する。
 - (2) 生徒指導の機能を十分に生かす。
 - (3) ガイダンス機能を充実する。
 - (4) 社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を充実する。
- 4 内容の取扱いについての配慮事項
 - (1) 指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動を効果的に展開するとともに、内容相互の関連を図るよう工夫する。
 - (2) よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実する。
 - (3) 学校や地域及び生徒の実態に応じて、取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりする。
 - (4) 個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに生徒指導との関連を図るようにすること。
- 5 指導上の留意事項
- 6 本校におけるホームルーム活動の指導計画
- 7 ホームルーム活動の実際
 - (1) ホームルーム活動の参観
 - (2) ホームルーム活動の実践と反省
- 8 特別活動における評価
 - (1) 生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育成するという視点から評価を進めていく。
 - (2) 指導の改善に生かすという視点を重視する。
 - ※ 地区別研修A「特別活動等研修」との関連を図る。
 - ※ ホームルーム活動の参観や参加、ホームルーム活動の計画・運営を行えるように配慮する。

<参考資料>

- ・「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」：文部科学省（2018）
- ・「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 特別活動編」：文部科学省（2018）
- ・「高等学校教育課程編成の手引き 特別活動編」：福島県教育委員会（2011）

研修のねらい

生徒会活動、学校行事の特質を理解し、活動内容とその取扱いにおける配慮事項を把握する。

1 生徒会活動

- (1) 生徒会活動の特質と活動内容
- (2) 内容の取扱いについての配慮事項
- (3) 指導を担当する教師と授業時数
- (4) 実践と反省

2 学校行事

- (1) 学校行事の特質
- (2) 活動内容
 - ① 儀式的行事
 - ② 文化的行事
 - ③ 健康安全・体育的行事
 - ④ 旅行・集団宿泊的行事
 - ⑤ 勤労生産・奉仕的行事
- (3) 内容の取扱いについての配慮事項
- (4) 指導を担当する教師と授業時数
- (5) 実践と反省

3 特別活動における評価

- (1) 生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題が持てる評価
- (2) 指導の改善に生かすための評価

4 本校における特別活動の課題と改善のための視点**<参考資料>**

- ・「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」：文部科学省（2018）
- ・「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 特別活動編」：文部科学省（2018）
- ・「高等学校教育課程編成の手引き 特別活動編」：福島県教育委員会（2011）

No. 17	総合的な学習／探究の時間の指導と評価	(総合的な学習の時間・特別活動)
研修のねらい 総合的な学習／探究の時間のねらいを理解し、全体計画や学習活動の基礎・基本を把握し、自校での指導に生かすことができる。 1 目標 2 指導計画 3 内容 4 学習指導 5 職業学科における特例 6 評価 7 自校における総合的な学習の時間 <参考資料> ・「高等学校学習指導要領」：文部科学省（2009） ・「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」：文部科学省（2018） ・「高等学校学習指導要領解説 総則編」：文部科学省（2010） ・「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編」：文部科学省（2018） ・「総合的な学習の時間 実践事例集」 ：国立教育政策研究所教育課程研究センター（2003） ・「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料」 ：国立教育政策研究所教育課程研究センター（2012）		

研修のねらい

生徒指導の意義について理解を深めるとともに、自校の生徒指導の現状と課題を把握し、指導の充実を図る。

1 生徒指導の意義

- （１）生徒指導とは
- （２）生徒指導の持つ意義とは
- （３）積極的な生徒指導とは

2 生徒の実態と生徒指導の課題

- （１）生徒の実態（個人及び集団）
- （２）生徒指導の課題

3 生徒指導の在り方

- （１）自己指導能力の育成と生徒指導の機能
 - ① 生徒に自己存在感を与えること
 - ② 共感的人間関係を育成すること
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること
- （２）学校の教育目標の実現を支える生徒指導の機能

4 生徒指導の推進

- （１）生徒指導の計画
- （２）生徒指導体制の確立
- （３）生徒理解
- （４）教育相談
- （５）生徒指導とホームルーム経営
- （６）学校と家庭・地域社会との連携
- （７）問題行動の予防
- （８）情報モラル

5 自校における生徒指導体制**6 自校における生徒指導上の課題と対応****<参考資料>**

- ・「生徒指導提要」：文部科学省（2010）

研修のねらい

事例研究を通して、生徒指導上の課題を考察し、多面的な生徒理解を図りながら、指導援助の在り方について把握する。

1 研究課題の設定

※ 初任者の主体性を生かしながら、個人又は集団を対象に研究課題を設定する。

2 指導援助方針の設定

※ 生徒指導部等校内の組織を生かすとともに、生徒の実態把握を十分に行いながら指導援助方針を設定する。

3 研究の実践**4 研究実践のまとめ****5 今後の課題****<参考資料>**

○福島県教育センターWebサイト 教育相談 「校内研修に役立つ資料」より

3 高等学校

・「18 問題行動への対応 ―インシデント・プロセス事例研究法を活用して―」

研修のねらい

キャリア教育の必要性と意義を理解し、進路指導との関係を踏まえたキャリア教育を実践する態度を養うとともに、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニングの能力」を育む望ましいキャリア教育の在り方について理解する。

1 キャリア教育の必要性と意義**2 キャリア教育と進路指導**

- (1) 進路指導の定義と諸活動
- (2) 教育課程における進路指導の位置付け
- (3) キャリア教育と進路指導との関係

3 キャリア教育の推進のために

- (1) 学科の特質に応じたキャリア教育の推進
- (2) 校内組織の整備の推進
- (3) 全体計画の策定
- (4) 年間指導計画の作成
- (5) 連携の推進
- (6) 効果的なインターンシップの在り方
- (7) キャリア教育の評価

4 キャリア教育の実践

- (1) 高等学校におけるキャリア発達
- (2) 高校生期のキャリア発達課題
- (3) 入学から卒業までを見通した系統的なキャリア教育の取組
- (4) 各教科等における取組

<参考資料>

- ・「高等学校キャリア教育の手引き」：文部科学省（2011）
- ・「キャリア教育を創る」：文部科学省・国立教育政策研究所（2011）